

第五次笠岡市行政改革大綱 （集中改革プラン）を策定しました

笠岡市は、昭和57年から四次にわたる行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組み、一定の成果を挙げてきました。

第四次笠岡市行政改革大綱が三月で終了したことを受けて、国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」による「集中改革プラン」を包括した、第五次笠岡市行政改革大綱を策定しました。

この大綱に明示した数値目標の達成や、効率的な行政運営に務め、より一層の行政改革を推進します。

基本方針は

第五次笠岡市行政改革大綱

は、これまでの行政の効率化

やスリム化などの量的削減等の

取り組みに加え、少子高齢

化の進行や国が進める三位一

体改革などの社会経済情勢の

変化に対応する質的改革に取

り組み、これまで以上に健全

な財政基盤の確立、簡素で効

率的な行政システムの確立

と市民協働による行政運営を

進めようとするものです。

そのため、次の五つの視点

に立ち、具体的な行政改革を

- ① 行政の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民への説明責任を十分果たし、情報の共有化を進め、開かれた市政の推進に取り組む。
- ② スクラップフオービルドの姿勢を継続しながら、既存の制度を見直し、「質的改革」に取り組む。
- ③ 行政全般について、計画策定→実施→検証→見直しのサイクルに基づき見直し・改善に取り組む。
- ④ 職員が地方自治の担い手として自覚し、行政改革を自らの問題として認識するように、職員の意識改革に取り組む。
- ⑤ 分権型社会に対応できる行政形成能力など総合的な行政能力を有する意欲的な人材の育成に取り組む。



実施期間は

平成十八年度から平成二十一年度までの四年間を、実施期間とします。

目標は

基本方針を踏まえ、次のとおり数値目標を設定して取り組みます。

財政運営の目標

起債発行額

毎年度 9億円以内

（財源対策債を除く）

起債制限比率

9.5%未満

公債費比率

15%未満

経常収支比率

85%未満

定員管理の目標

第四次行政改革大綱の実施

期間中、退職者不補充などを

実施し、一般行政部門の職員

数を、平成12年4月1日現在の

386人から平成17年4月

1日現在の324人（62人、

16.1%削減）へと、全国

平均の4.6%を大幅に上回

る削減を行ってきました。

第五次の大綱では、定員管

理の一層の適正化を図り、平

成22年4月1日における職員数を310人とします。

改革に取り組む項目

行政基盤の強化

(1) 行政基盤の見直し

地方分権一括法の施行により、自己決定・自己責任による自治体運営が必要となつてきています。行政基盤の見直しを行い、簡素で効率的な行政システムの確立を図ります。

◆笠岡市自治基本条例の制定

◆事務・権限移譲の対応

(2) 組織・機構等の見直し

組織・機構の定期的な点

検・見直しを行い、環境の変

化や市民ニーズに的確に対応

できる簡素で効率的な組織・

機構の構築を図るとともに、

自然災害等に対応する危機管

理体制を整備します。また、

少子化に対応した施設規模の

見直しを行います。

◆子どもたちの安全を確保す

る取組みの推進◆幼・小・中

学校（園）の規模の適正化の

検討◆幼稚園と保育所との一

元化の検討など